

平成28年7月20日

平成28年

第7回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

平成28年第7回大田区教育委員会定例会会議録

平成28年7月20日（水曜日）午後1時から

1 出席委員（5名）

芳賀 淳 委員	委員長
横川 敏男 委員	
鈴木 清子 委員	
尾形 威 委員	
津村 正純 委員	教育長

2 出席職員（10名）

教育総務部長	水 井 靖
教育総務課長	井 上 隆 義
副参事（教育政策担当）	曾 根 暁 子
副参事（教育施設担当）	布 施 満
学務課長	森 岡 剛
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	増 田 亮
副参事	田 井 俊 行
学校職員担当課長	佐 藤 國 治
教育センター所長	岩 田 美 恵 子
大田図書館長	山 中 秀 一

3 日程

日程第1 部課長の報告事項

~~~~~  
(午後1時開会)

○委員長

ただいまから平成28年第7回大田区教育委員会定例会を開会いたします。

なお、藤崎委員につきましては、あらかじめ本日欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

## ○委員長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に横川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

さて、本日「大田区中学生生徒会代表者意見交流会」の視察のため、今回の開始時間を午後1時に繰り上げて開催しております。

これは区内中学校の生徒会役員の生徒が一堂に集まり、学校内外の特色ある活動の紹介と、生徒会としてSNS学校ルールづくりにどのように取り組むかというテーマで意見交換するというものです。このように区内の中学校生徒が主体的に他校生徒と意見交換をする場は少ないため、大変貴重な機会となると考え、今回の開催時間を繰り上げて視察に行くことにしました。

SNSによる事件・事故が頻発している状況から、生徒たちがSNSについて自らどのように考え、行動するのを見ていきたいと思います。

本日議事進行がスムーズに進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は部課長の報告事項でございます。

## ○委員長

それでは、報告をお願いいたします。

## ○学務課長

資料1)平成28年度就学援助費申請数及び認定数(大田区立小・中学校分)

資料2)平成28年度就学援助費申請数及び認定数(大田区立学校以外分)

資料3)年度別の就学援助費申請数及び認定数

私からは平成28年度就学援助費申請数及び認定数についてご報告いたします。

就学援助費につきましては、通年で受け付けをしておりますが、4月30日までの当初申請分について、毎年ご報告をさせていただいているものでございます。

資料の1枚目をご覧ください。上の表が小学校、真ん中の表が中学校、下の表が小・中学校の合計となっております。

まず、小学校でございますが、申請数は表の2行目の右端に記載のとおり7,498件で、現在までの認定数は3行下に記載のとおり5,284件、認定率はその下、18.4%となっております。一方、否認定となったものが1,738件ございまして、これは所得制限を超えていたものでございます。なお、保留が476件ございますが、こちらのほうは所得に関する資

料の提出がないことから、現時点では保留としているところでございます。

次に、中学校ですが申請数が4,259件で現在までの認定数が3,105件、認定率は27.9%となっております。また、否認定は934件、保留は220件でございました。

一番下の表をご覧ください。小・中学校をあわせた数値を記載しております。申請数が1万1,757件で、現在までの認定数は8,389件、認定率は21.1%となっております。昨年同時期との比較を申し上げますと、昨年は小・中学校をあわせた認定率が22%でございましたので、昨年に比べて0.9ポイントの減となったところでございます。

2枚目をご覧ください。区立学校以外の国立・都立・私立学校分を記載しております。

小学校では申請数が10件で、うち準要保護に認定されたものが6件、否認定が4件でございました。

中学校では申請数が48件で、うち準要保護に認定されたものが37件、否認定は7件、現時点での保留が4件となっております。

3枚目につきましては、年度別の就学援助費申請数及び認定数を記載しております。こちらの表は、各年度の3月末時点の数字を記載しておりますので、現時点では平成27年度が最も新しい数字となっております。上の表の左側、小学校では27年度末の認定率が20.8%で、昨年に比べて1.2ポイントの減となりました。

右の表、中学校では、同様に27年度末の認定率は32.1%で、昨年に比べて1.6ポイントの減でございます。

下の表が小・中学校の合計でございますが、27年度末の認定率は24.0%で昨年に比べて1.3ポイントの減となったところでございます。

説明は以上でございます。

## ○委員長

では、ただいまの報告にご意見、ご質問はありませんか。

## ○教育長

今の説明の中で、中学校の認定率ですが、27年度の認定率が32.1%で、率の前年比がマイナス1.6%とありますが、26年度の認定率が33.6%ですので、単純に引くと1.5になるのではないかと思います。そこについて説明していただけますか。

## ○学務課長

実は、これは表示単位未満の切り上げの問題でございまして、この表では、認定率は小数点以下第一位まで表示しています。細かく計算しますと、27年度の率前年比は-1.598ポイントということになります。単純に33.6から32.1を引くということではなくて、それぞれ計算しますと表示単位未満で切り上げの問題で数字が変わってくるといったところでございます。

## ○委員長

ほかにご意見、ご質問等ありますか。

では、次の日程に移ります。日程第2について事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は議案審議でございます。議案を読み上げます。

第28号議案、大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例原案の提出について。

第29号議案、大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う教育委員会の同意について。

第30号議案、平成28年度第二次補正予算要求原案について。

以上3件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

## ○委員長

では、第28号議案について事務局から説明をお願いします。

## ○教育総務課長

第28号議案「大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例原案の提出について」ご説明をいたします。

本条例で定めている補償基礎額は東京都医療職給与表に基づく東京都条例に準拠し、介護保障額は労災の介護給付に基づき算出した国の政令に準拠しています。そのため、都条例や政令が改正された場合は、それらを受けて区条例を改正することから、改正内容を反映させるのに時間差が生じてしまうという課題がございました。

そこで、区条例を政令及び都条例に倣うという趣旨で全面改正することにより、都条例及び政令の改正内容が速やかに区条例に反映できるよう、大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の全部を改正するものでございます。

以上でございます。

## ○委員長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。

では、第28号議案について原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

## ○委員長

第28号議案について原案どおり決定いたします。

では、第29号議案について事務局から説明をお願いします。

## ○教育総務課長

第29号議案「大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う教育委員会の同意について」ご説明をいたします。

「大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例」につ

いて、「地方教育行政の組織及び運営に対する法律」第29条に基づき、教育委員会の意見を求められているところでございます。「大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の根拠法引用が、平成27年4月の法改正で、第24条の2から第23条への変更に伴い、規定を整理するため条例を改正する必要があります。「大田区教育委員会で教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正」について、大田区長から当教育委員会への改正案の同意について意見を求められたものでございます。

#### ○委員長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。  
では、第29号議案について原案どおり決定してよろしいでしょうか。  
(「はい」との声あり)

#### ○委員長

では、第29号議案について原案どおり決定いたします。  
次の第30号議案について事務局から説明をお願いします。

#### ○教育総務課長

第30号議案「平成28年度第二次補正予算要求原案について」ご説明をいたします。  
資料 別表の平成28年度第二次補正予算一覧表のとおり、歳入予算として東京都が創設いたしました「関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業」の申請に伴いまして、受託事業費の交付を受けるため、552万5,000円を計上するものでございます。

歳出予算として、先ほど説明いたしました、東京都が創設した事業の実施に伴いまして、スクールソーシャルワーカーの配置に係る報償等、関係経費552万5,000円を予算計上するものでございます。

この事業は不登校対策の中心的役割を担う教員を指定することや、多様な児童・生徒の状況に応じた計画的な支援の決定など、校内体制を強化すること、支援体制を整備し学校支援を強化するなど教委による支援体制を構築することの二本柱として実施する、都のモデル事業でございます。

大森第七中学校校舎改築に伴う基本設計及び実施設計委託に係る経費といたしまして、3,999万円を予算計上するものです。基本設計及び実施設計につきましては専門性のある事業者への業務委託をすることにより、的確で効率的に事業を進めることができるため、委託をするものでございます。なお、本件につきましては、平成28年度から30年度までの期間で総額1億3,330万となり、29年度・30年度につきましては債務負担行為として9,331万円を設定しております。区長に対し予算要求するため、本案の審議をお願いするものでございます。

#### ○委員長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありますか。

## ○尾形委員

不登校対策についてですが、不登校を減らすこと、またはゼロにするということは全ての人の願いではないのかなと思います。大田区教育委員会は学校と連携し、不登校を減らす、ゼロにするという取り組みを積極的に取り組んでいて素晴らしいと思います。

今回、東京都のモデル事業を受けるといって、どんなメリットがあるのか教えていただければありがたいと思います。

## ○副参事（教育政策担当）

今回のモデル事業を受けた場合のメリットは、三つあると思います。

一つは学校、それから教育委員会、それぞれチーム体制を組むことになります。情報共有をきちんとし、それから明確な方針のもとに役割分担をしながら、これまでのように担任の先生がまず中心になって、でもやり切れないというようなところをチームの中でやっていく、そういう強い体制をつくる、このようなメリットがあります。

2点目としましては、関係の機関、これまでも福祉部門や医療機関など知り得る限り、つながり得る限りのところはつないでまいりましたが、これも学校と教育委員会と関係機関、三者が一体となった取り組みにしていく、こういったことは昨今の不登校が非常に複雑化した中では有効に働くと思います。

3点目はこのモデル事業の大きな特徴というべきものになりますが、専門家の助言を受けたり、あるいは民間のノウハウを受けることができます。こういったことでこれまでとは変わった、やはり多様化する事例について新しい知見に基づいて対応していく、現場のスキルアップにつながるようになります。

以上でございます。

## ○尾形委員

ありがとうございました。

## ○委員長

ほかにご意見、ご質問はありますか。

では、第30号議案について原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

## ○委員長

では、第30号議案について原案通り決定いたします。

これをもちまして平成28年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時15分 閉会）